

平成15年度総務省政策評価会（第1回）議事録

1 日時：平成15年6月10日（火）18:30～20:30

2 場所：総務省8階 第一特別会議室

3 出席者：

中邨 章 明治大学政治経済学部教授（座長）、荒巻 禎一 前京都府知事、一力 健 株式会社電通国際情報サービス相談役、大住 莊四郎 新潟大学経済学部教授、國井 秀子 株式会社リコー執行役員ソフトウェア研究開発本部本部長、城山 英明 東京大学法学部助教授

【総務省側出席者】

瀧野大臣官房長、滝本政策評価広報課長、松林政策評価広報課企画官

4 議事：

- (1) 大臣官房長挨拶
- (2) 事務局から配布資料について説明
- (3) 質疑応答

5 議事録：

中邨座長 中邨でございます。今年度第1回目の政策評価会を開きたいと思っております。

初めに、官房長からご挨拶があるようでございますので、よろしく願いいたします。

瀧野大臣官房長 官房長の瀧野でございます。本日は、お忙しい中、総務省の政策評価会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のように、総務省は政策評価法を所管しているという立場にあるわけでありまして、自らの行います政策評価につきましても、各省に増しましてしっかりしたものを作っていかなければいけないという立場にあるわけでありまして、昨年8月には、皆様方からいろいろご意見をいただきながら試行錯誤の中ではございましたけれども、初めての実績評価書を取りまとめたというところでございます。

今年は評価の2年目ということになるわけですが、昨年におきますいろいろな議論、あるいは昨年のいろいろな実際の評価した上での、その評価に対する評価というようなことも踏まえながら、さらに適切な評価をしていかなければいけないと考えております。

また、経済財政諮問会議におきましても、政策評価につきましてもいろいろな議論がされておるとい状況にもあるわけでございます。

このような中で、今年の政策評価につきましても、評価の質を高めるべく、いろいろな様式の見直し等も行っておりますけれども、特に政策評価を予算要求に活かしていこうということ

で、できるだけ早めに評価書を取りまとめようということで、評価書の公表を7月初めに前倒ししようということで取組みを進めているところでございます。

今回の評価書案につきましても、皆様方から貴重なご意見を賜りまして、評価の質を高めまして、できるだけわかりやすい評価を取りまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

中邨座長 どうもありがとうございました。それでは、人事のことについてご説明をお願いいたします。

滝本政策評価広報課長 私の隣が松林企画官でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それからまた、この政策評価会にご参加いただいております清原先生でいらっしゃいますが、4月から三鷹市長にご就任されたということで、この評価会をご辞退されたことをご報告させていただきます。

中邨座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、平成15年度の実績評価書の総論（骨子案）並びに実績評価書（案）のご説明をお願いいたします。

松林政策評価広報課企画官 それでは、私からご説明申し上げたいと思います。

まず、説明の前に、お手元の資料をご確認いただければと思います。資料1から3まででございます。資料1が実績評価書総論（骨子案）、資料2が実績評価書（案）、3がその要旨（案）となっております。なお、ご参考までにとということで、政策評価会の構成員の名簿、それから「15年度において実績評価方式により評価しようとする総務省の政策等について」、15年度の事後評価実施に関する計画、それから実績評価のスケジュールをお配りしております。不備等はありませんでしょうか。

それでは、説明に移らせていただきます。本年度の評価につきましても、昨年度と同様2部構成ということで、実績評価書及びその要旨ということで提出させていただいてございます。

最初に、昨年度からいろいろなご指摘を賜りまして、私ども総務省として改善させていただいた点、あるいはまだ足りない点もございますけれども、こういう点を改善したというところをかいつままで説明申し上げたいと思います。

先ほど、官房長からも何点かご紹介申し上げましたとおり、最初にとりまとめの時期の問題

でございます。これは評価結果の活用という意味で、概算要求にその結果を反映させていこうという志向のもとに、官房各課を始め各部局と連携の上、評価結果の公表を前倒ししております。

それから内容でございますけれども、先ほどもご紹介申し上げましたとおり、実績評価の意義、その基本方針、概略等を簡潔に俯瞰できますように、総論を新たに追加いたしました。それでは、その総論の2ページ目をご覧くださいと思います。

その下の方に本年度の実施方針として、いろいろ改善をしてきた点を挙げてございます。

アウトカムを重視した目標・指標の設定、数値化をできる限り推進いたしました。特に、16年度評価に指標として設定しておりますものを一部先取りするような形で取り込んでおります。

また、評価の客観性・厳格性の担保を高めるために、各部局等においても、評価の実施に当たり、学識経験者の知見を積極的に活用するよう工夫をいたしております。

更に業務改善に向けて、評価結果の活用推進のため、今後の課題とその対応策、評価結果の制度改革、予算、事務改善等への反映方針を明示しております。これは1枚おめくりいただきますと、その「端的な結論」ということで6つの端的な結論の表がございます。これは昨年度と一緒にございますが、その3つ目の段にある結論、ここをもう少し細分化してはいかがかというご指摘も受けました。ただ、ここで先ほどの3つ、制度改革とか予算、事務改善等ということで細分化いたしますと、その3つに重複するような政策も幾つかございますものですから、そういったこと等も考えまして、この評価書、あるいは後ほどご紹介いたします要旨の中でそれぞれ対応して、こちらを見ていただければわかるというように工夫をいたしております。

恐縮ですが、1ページまたお戻りください。国民にわかりやすい評価とするために、評価書の記載に当たっては図表を積極的に活用するよう指導をいたしたところでございます。

次に評価書の要旨をご覧くださいますと、こちらでは、昨年度お出しいたしました要旨の中では、必ずしもどうしてこの評価が出てくるのかということが明確でないようなご指摘も受けまして、それを踏まえまして達成状況の分析等では、どうしてそのような目標からこのような評価結果が導かれるのかといったところのリーズニングをしっかりと出すということをいたしました。この中ではなるべく図表を活用して、国民に見やすいような形で記載すること、また、

この評価書様式の最後のところでございますけれども、制度改革が必要なもの、予算措置が必要なもの、その他事務改善等ということで、これが一目でわかるように表にしております。なお、この表の部分と中の達成状況の分析等の対応関係がすぐわかるようにしてはどうかというようなご指摘も受けましたものですから、これについては次回の評価会等に間に合うような形で工夫を検討させていただいております。

今後の予定でございますが、本日いただくご意見等を踏まえまして、24日に再度評価会を開かせていただきまして、最終的に7月上旬に省内委員会で決定の上、公表し、概算要求作業に反映させたいと考えてございます。

それでは、本年度の実績評価の中身の紹介に移らせていただきたいと思います。再び総論の骨子にお戻りいただきまして、先ほどの端的な結論の表をご覧ください。

昨年と数を比べてみますと、政策数が83から79へと数字が変わってございますが、これは政策が単純に減ったとか、あるいは増減といったことよりも、むしろ政策評価の2年目ということで、項目を効率的な政策評価の実施という観点から整理させていただいたという要因が強くございます。増減の関係で若干申しますと、今非常に政策的に動いております電気通信分野で若干増え、目標を達成した情報リテラシーといった項目が減となっております。あと区分の中で「その他」が3つございますが、これは郵政事業庁の郵政公社への移行を踏まえまして、政策目標の達成如何にかかわらず制度的な措置としまして政策的な役割を終えたというものでございます。従いまして、今見ます限り、今年限りの例外的な措置として、その他の段ということでご紹介申し上げます。

あと中身を若干比べますと、「目標達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくべき」という政策が40から32、若干減っておりますのに対しまして、「目標達成に向けて成果が上がっているが、効率性、有効性等について課題等もあることから、取組の改善や新たな対策の検討が必要」といった項目が若干増えてございます。

以上が、今年の政策評価の概観でございます。

ページが前後して大変恐縮でございますが、総論の1ページに戻っていただきます。総論（骨子案）の流れをご説明申し上げます。

総論のまず第1といたしまして、総務省における政策評価の意義、それから政策評価の活用に当たりましての基本的な考え方、政策評価（実績評価）の推進体制といったものを基本的な

体制ということで、まずご紹介いたしまして、その後、2ページ目にまいります、「総務省における今までの取組」ということで、これまでの経緯を簡単にコメントしてございます。

次に今年度の政策評価の実施についてということで、先ほどご紹介を申し上げました、昨年度から改善してきた点、次のページにまいります、ただいまご紹介申し上げた、その概括表、今年度の政策評価結果の特徴等の説明をいたしております。

最後のページにまいります、来年度に向けての取組についてご説明をしております。

以上、簡単でございますが、総論の骨子案のご紹介と、今年度の改善点とか今年度の政策評価結果の概観をご紹介申し上げます。

それでは、次に実績評価書の中身のご紹介でございます。時間も限られておりますので、各項目について簡潔に一言ずつご紹介申し上げるという形を取らせていただきたいと思います。先生方におかれましては、要旨あるいは実績評価書本体、適宜ご参照いただきながらお聴き願えればと思います。

構成は、昨年度と同じく大政策というもの、それから出てくる政策各項目ということで分けてございます。

大政策の1番目「行政改革大綱等に沿った行政改革の推進・行政管理の実施」でございます。その中の1番目の「国の行政組織等の減量・効率化」につきましては、減量・効率化計画に基づく機構審査、定員削減計画の年割を上回る削減実施や、治安関係等、緊要な施策への重点的配置、既存の業務・組織見直しなどにより簡素にして効率的な行政体制の実現に向け、成果が上がっており、取組を進める。また、事務改善では、今後とも毎年度の審査を厳正に実施するということが挙げられております。

2番目の政策、「行政改革大綱等に基づく行政改革の推進」につきましては、3月に行革大綱のフォローアップを行い、各府省における着実な推進を確認、今後も取組を進める。また、事務改善では、特殊法人等整理合理化計画の具体化などが挙げられております。

3番目の政策、「適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進」でございます。指導監督基準等が着実に実施され、成果が上がっているが、データベースの検索機能向上、バリアフリー化等及びそのための予算化等が課題として挙げられております。また、制度改革では、行革大綱等を踏まえた公益法人会計基準の見直しが挙げられております。

大政策の2番目「政策評価制度の推進並びに行政評価等及び行政相談の実施」でございます。

その1番目「政策評価制度の推進」につきましては、各府省における評価法に基づく取組、統一研修の実施などにより成果が上がっているが、予算等政策への適切な反映といった課題がある、また、予算面では、統一研修の高度化、事前評価手法の調査研究、事務改善では、政策評価に関するクリアリング・ハウス機能の充実などが挙げられております。

2番目の「評価専担組織として行う政策評価の実施」でございます。行政評価等プログラムに基づき9件の政策評価を実施、成果が上がっているが、各府省における政策の見直し、改善状況の把握、政策評価の質の向上等が課題として挙げられております。また、予算面では、専担組織としての政策評価の継続、事務改善では、調査分析、とりまとめ作業の効率化等が挙げられております。

3番目の「行政評価・監視の実施」でございます。勧告等に基づく関係府省の行政運営の具体的見直し・改善が進められ、成果が上がっており、今後も取組を進める。また、予算面では、引き続き時宜にかなった行政評価・監視の実施が挙げられております。

続きまして、「行政相談の実施」でございます。処理案件に対し、すべて必要な解決または改善が図られ、成果が上がっており、今後も取組を進める。また、予算面では、男女共同参画社会の形成など社会の要請に対応した苦情の受付・処理体制の整備などが挙げられております。

大政策の3番目、「適正な人事管理の推進」でございます。その1番目、「公務における多様な人材の確保と活用」については、各種能力開発セミナーにおいて参加者の高い満足度を得、各府省間の人事交流が推進されるなど、成果が上がっているが、セミナー開催時期の調整、人材情報データベースの整備などが課題、また、制度面では、民間企業従業員の地位を有した者の公務員への採用を可能とするような官民人事交流法改正、府省間交流基準等の改正、予算面では、啓発事業、データベース整備などが挙げられてございます。

次に「国家公務員の高齢対策と再就職の適正化」でございます。再任用制度の円滑な実施、退職後の生活設計等に対する支援など、成果が上がっており、今後も取組を進める。また、予算面では、人材バンクの本格導入に向けた準備、事務改善では、試行人材バンク機能の見直し・拡充などが挙げられております。

3番目、「国家公務員給与の適正な改定」でございます。人事院勧告を受けた給与の適正な改定により成果が上がっており、取組を進める、とされております。

大政策の4番目、「地方分権の推進」でございます。これは政策も「地方分権の推進」とな

っております。市町村合併支援プランを拡充し、合併した、あるいは合併を検討している市町村が増加。すべての都道府県、政令指定都市で行革大綱が見直され、また所要の地方財源確保や法人事業税への外形標準課税の導入など成果が上がっているが、地方への税源移譲等を含めた地方税の充実、及びそのための制度改正などが課題として挙げられております。また、予算面では、市町村合併推進体制の整備などのための予算確保が挙げられてございます。

大政策の5番目「地方公務員行政の推進」でございませう。1番目、「分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立」でございませう。地方公務員制度改革及び公務員共済年金の財政単位の一元化にかかる検討、地方公務員災害補償基金の組織形態の見直しなど、成果は上がっているが、地方公務員制度改革、これは法改正になりますが、に向けたさらなる取組、年金制度における細部の調整、これらに伴う体制強化などが課題として挙げられております。

2番目、「地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進」でございませう。ほとんどの団体で定員・給与の適正化が行われ、成果が上がっており、行財政改革が喫緊の課題となっていることを踏まえ、今後も取組を進める。また、事務改善では、給与適正化に関し、いまだに制度運営に問題がある団体に助言を行っていくということになっております。

3番目、「地方行政を担う人材の育成・確保」でございませう。982団体で職員の能力開発のための人材育成基本方針が策定され、女性の採用・登用が進められるなど、成果が上がっており、取組を進める。また、事務改善では、未策定団体に対する要請、女性の登用、職域拡大に向けたさらなる取組などが挙げられております。

大政策の6番目、「地方財源の確保等」でございませう。これは政策も「地方財源の確保等」となっております。一般会計からの交付税総額の加算措置等、収支不足の補てん措置を講じつつ、15年度の地方財政計画、地方債計画を策定。所要の地方財源を確保し、成果は上がっているが、国・地方の税源配分の見直しなどによる地方税財源の充実、自立的財政運営を促す地方交付税算定方式の見直し、及びこれに伴う制度改正や体制強化などが課題として挙げられております。

大政策の7番目、「時代にふさわしい地方税体系の構築」でございませう。「地方分権に資する地方税制の構築」については、法人事業税への外形標準課税を導入し、税負担の公平性確保の観点から、税の空洞化を是正するなど、成果は上がっているが、税源移譲を含めた地方税充実に向けたさらなる取組が課題として挙げられております。また、制度面では、税源移譲、個

人住民税控除の見直し、課税自主権拡充、事務改善では外形標準課税導入等や、他の諸課題の検討に伴う事務処理体制の充実・強化といったことが挙げられてございます。

大政策の 8 番目、「地方公共団体の行政体制の整備」でございます。その 1 番目、「市町村合併の推進」については、全国 8 割の市町村が合併を検討し、法定協議会設置市町村が約 5 倍に増加するなど、成果は上がっているが、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月までに十分な成果を得るための取組推進が課題、また、制度面では、市町村合併推進のための新法制定が挙げられております。

2 番目、「地方行革の推進」でございます。ほとんどの地方公共団体で行革大綱が策定され、成果が上がっており、今後も取組を進めていく、また、事務改善では、市町村合併の進捗状況等を踏まえ、地方行革に関する助言内容の見直し等が挙げられております。

3 番目、「地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上」でございます。行政手続条例及び情報公開条例は都道府県、政令指定都市でそれぞれ 100%、市町村で前者が 99.1%、後者が 80.9%と成果が上がっており、取組を進める、また、事務改善では、未制定団体に助言を行い、市町村においても 100%制定を促す、となつてございます。

大政策の 9 番目、「自立した地域社会の形成」でございます。その最初、「地方公共団体の地域づくりの支援」でございます。地域活性化事業により地域文化財等の整理、自主的・主体的な地域づくりにつながる基盤整備事業が展開され、成果が上がっており、取組を進める。

2 番目、「過疎地域の自立促進」でございます。定住促進団地、交流施設が着実に整備され、成果が上がっており、取組を進める、また、予算面では、そのために必要な補助金等の確保が挙げられております。

3 番目、「地方公共団体の国際化施策の推進」でございます。語学指導等を行う外国青年招致事業や、自治体職員協力交流事業等を積極的に展開し、成果が上がっており、取組を進める、また、事務改善では、国際化の進展状況及び地方公共団体や各国の多様なニーズの把握などが挙げられております。

4 番目、「地方自治分野における国際交流・国際協力」でございます。韓国、中国を初めとする各国の内政関係幹部の多数参加による各種セミナーを開催し、成果が上がっており、取組を進める、また、事務改善では、相手国における地方自治分野の諸課題、ニーズを踏まえた効果的な事業展開が挙げられております。

5番目、「地方公共団体におけるPFI事業の推進」でございます。72事業、61団体の事業実施方針が公表され、13事業で施設共用が開始され、成果が上がっているが、公的施設の管理について民間事業者が代行できるよう制度を改正する、PFI専門知識の地方公共団体への普及啓発などが、課題として挙げられてございます。

続きまして、10番目の大政策、「地方公共団体等の財政の健全化」でございます。その1番目、「地方公共団体の公債費負担の適正化」でございます。14年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた団体の大半が、起債制限比率を一定水準に引き下げ、計画を完了、また、未完了団体も16年度に完了予定で、成果が上がっており、取組を進める。また、事務改善では、厳しい地方財政状況を踏まえ、公債費負担適正化に係る今後の取組を検討する、といったことなどが挙げられております。

2番目、「辺地に係る財政上の特別措置の実施」でございます。公共施設の整備が進み、辺地地域数は1年間で150、3年間で462地域に減少し、成果は上がっているが、道路・下水道整備、及びこれらのための予算確保などが課題として挙げられております。

3番目、「土地開発公社の健全化の推進」でございます。経営健全化団体の設立・出資する土地開発公社の5年以上保有土地が金額ベースで対前年比6%減となり、成果が上がっており、取組を進める、事務改善では、公共用地先行取得等、事業債の弾力運用などが挙げられております。

4番目、「地方公営企業の経営改善」でございます。中長期の経営計画策定率等は徐々に上昇、簡易水道事業・下水道事業の法適化が進展し、成果は上がっているが、経営計画策定率のさらなる向上、事業統合による広域化の推進などが課題として挙げられております。また、予算面では、地方公営企業の資本費負担軽減の取組などが挙げられております。

5番目、「地方公共団体が行う第三セクターの経営改善」でございます。2年間で情報公開体制整備率が21.9%から45.8%へ倍増、点検評価体制整備率も5.9%から14.8%へ2.5倍となり、成果が上がっており、取組を進める、また、事務改善では、経営改善等の問題に係る専門官の設置など、体制整備が挙げられております。

これから電気通信分野に入ります。11番目の大政策、「高度情報通信ネットワークインフラ整備の推進」でございます。その1番目、「超高速ネットワークインフラ整備」でございます。これは光ファイバ網の整備が順調に進められるなど、成果は上がっているが、人口10万

人未滿地域では依然低く、地理的要因によるデジタル・ディバイドの是正が課題。また、予算面では、条件不利地域支援、または光ファイバ網整備、及び光無線活用のための技術開発などが挙げられております。

2番目、「IPv6の普及促進」については、次世代インターネットプロトコルの話ですが、サービス提供数が増加し、成果が上がっているが、IPv4との混在環境に対応するための移行技術の検証、セキュリティ仕様の確立など、技術的な課題が残されている、また、予算面では、インターネット基盤全体のIPv6への円滑な移行を実現するための実証実験等が挙げられてございます。

3番目、「地域における情報化の推進」でございます。地域公共ネットワーク整備率が34.8%（14年7月）から52.3%へ上昇し、テレピアも全国延べ211に達するなど、成果は上がっており、取組を進める、また、予算面では、地域公共ネットワークの全国整備、民間による情報通信基盤整備支援が挙げられてございます。

4番目、「情報通信による沖縄振興を通じた沖縄経済の自立化」でございます。沖縄進出の情報通信関連企業数、及びこれによる雇用者数は順調に増加基調にあり、成果は上がっているが、沖縄の内発的な企業・産業振興を促進するための環境整備に係る分析、及びそのための予算の確保などが課題として挙げられております。

5番目、「新たな電波利用システムの導入」でございます。固定無線アクセスシステム（FWA）や防災行政無線の情報伝送容量の総和等が順調に拡大し、他の電波利用システムの開発・研究も順調に進んでおり、成果は上がっているが、今後国民による利用促進が課題。制度面では、国・地方公共団体等で支援する無線アクセスシステム導入のための制度改正、予算面ではFWA高度化のための研究開発などが挙げられております。

6番目、「地上放送のデジタル化の推進」でございます。地上デジタルテレビジョン放送開始に向けて、三大広域圏で13放送局（15年12月から）、その他地域で54社（18年末から）が認定を受けており、成果は上がっているが、放送開始時期に合わせたデジタル化投資の円滑化、周知広報活動などが課題。また、制度面では地上デジタル放送を施設設備投資に係る税制金融支援措置、予算面ではアナログ周波数変更対策、事務改善では迅速な認定に資する情報共有化が挙げられてございます。

7番目、「衛星デジタル放送の普及」でございます。これは、加入権数が前年度よりBSで

126万世帯、CSで34万世帯と増加し、成果は上がっているが、アナログ放送終了時期の一層の周知、集合住宅での受信環境整備等、及びそれらのための予算措置が課題。また、制度面ではBSデジタルに係るマスメディア集中排除原則の緩和、事務改善では事業者との定期的な情報共有が挙げられております。

7番目、「国際放送の推進」でございます。対日理解の促進や、我が国の教育番組に対する途上国の高い評価など、成果は上がっているが、聴取状況等を踏まえた国際放送の充実普及、途上国ニーズの把握と分析などが課題として挙げられております。

8番目、「ケーブルテレビの普及・高度化」でございます。幹線の光ファイバ化率が上昇し、成果は上がっているが、事業者間のネットワーク化等による事業者連携、小規模共用施設の統合促進の観点からの検討が課題とされております。予算面では、引き続き普及・高度化のための予算確保、事務改善では支援策活用促進のための周知が挙げられております。

大政策の12番目、「電子政府・電子自治体の推進」でございます。その1番目、「各府省における行政情報化の推進」でございます。行政情報の電子的提供については、総合窓口システムの利用件数及び情報提供量が大幅に増加、行政事務のペーパーレス化はほぼ目標が達成され、95%達成されており、成果は上がっているが、行政手続のオンライン化については、アクション・プランの計画件数を達成すべく取組推進が課題。また、予算面では、総合窓口システムについて機能・コンテンツの拡充、ワンストップサービスの実現、事務改善では、そのための関係機関との連携調整等が挙げられております。

2番目、「総務省所管行政の情報化の推進」でございます。行政情報の電子的提供については、実施対象事項の90.1%、行政手続のオンライン化については、14年度までに535手続をほぼ計画どおり完了するなど、成果は上がっているが、利用者視点に立ったシステム機能やコンテンツの見直し・拡充が課題。また、制度面では、オンライン化申請等を可能とする法環境整備、予算面では新手続に係るオンライン化開発等、事務改善ではIT導入による業務効率化や情報システムの最適化が挙げられております。

3番目、「地方公共団体の情報化の推進」でございます。総合行政ネットワークについて約500団体が接続を完了し、15年度末にはほとんどすべての団体に接続予定であるなど、成果が上がっており、取組を進める。また、制度面では行政手続オンライン化のための条例整備等、予算面では総合行政ネットワークの活用などが挙げられております。

大政策の13番目、「通信・放送融合時代に対応したコンテンツ政策の推進」の最初、「ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進」という政策でございます。コンテンツの制作・流通を促進する上で基盤的な技術であるメタデータ・フォーマットの開発、ブロードバンド・コンテンツ流通技術に関するシステム開発、実証推進など、成果が上がっており、取組を進める。また、予算面では、教育用コンテンツの利用形態の高度化や美術館・博物館等の所蔵品等、価値のあるブロードバンド・コンテンツのデジタルアーカイブ化などが挙げられております。

大政策の14番目、「高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性等の確保」の最初、「情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信機器の安全・信頼性の向上」でございます。電気通信消費者相談センターにおける苦情相談、パンフレット等による情報提供、迷惑メールに係る情報提供を受けた送信業者への警告措置、情報セキュリティ対策の推進など、成果は上がっているが、電気通信サービスの複雑化・多様化に伴い予想されるトラブル増加に対応した取組強化、紛争処理の強化が課題。また、制度改正では、苦情相談等消費者保護のための立法措置等、予算面では苦情相談対応体制の整備等、事務改善では効果的な消費者支援のための消費者団体、事業者等々の意見交換の推進等が挙げられております。

2番目、「電波の有効利用の推進及び電波利用環境の整備」でございます。周波数逼迫対策としての電波有効利用技術の導入、混信・妨害多発地域における電波監視エリアの拡大、これは73.3%など、成果が上がっており、取組を進める。また、予算面では、技術の進展に合わせた電波監視システムの機能向上などが挙げられております。

3番目、「電子商取引の普及発展」でございます。電子署名については、認定件数が増え、コンテンツ政策でも、いわゆる「出会い系サイト」に対する自主的取組の要請に対し、携帯電話事業者、コンテンツ事業者団体が高い確率で応えるなど、成果は上がっているが、電子署名を一般に広く普及させるための普及啓発、最新技術動向のフォローと対応、そのための予算確保などが課題として挙げられております。また、事務改善では、認知度の低い財政投融资制度による支援措置の知名度の向上が挙げられております。

大政策の15番目、「対象者のレベルに応じたIT人材の育成」でございます。その最初、「情報通信分野の人材育成」でございます。国の補助により公益法人等が行う人材育成のための研修は、ニーズに応えつつ、IT人材不足解消に貢献し、ネットワーク管理における電気通

信主任技術者に係る問題点を抽出するなど、成果は上がっているが、e - J a p a n 重点計画で求められている2005年度までに12,000人のIT技術者育成に向けて人材研修の充実強化並びに電気通信主任技術者の監督範囲、知識要件の見直し、これらに伴う所要の制度面・予算面での対応などが課題として挙げられております。

2番目、「情報通信利用による人材の活性化」でございます。雇用型テレワーク人口が伸び、IT生きがい・ふれあい支援センターにおける高齢者・障害者が利用しやすい情報通信機器の集積など、成果は上がっているが、情報通信を活用したテレワーク等、支援方策の検討、高齢者・障害者のIT活用拡大に向けた開放型IT利用拠点の全国各所での整備・推進、及びそのための予算確保などが課題として挙げられております。また、制度面ではテレワーク等支援のための財政投融资制度の有効性見直しが挙げられております。

3番目、「情報通信利用の裾野の拡大」でございます。インターネットの教育利用を推進する情報技術の開発については、特許出願件数が15件、学会論文発表も25回に上り、大規模ネットワークの運用時の手法の研究については、実証実験データより予測型運用システムを設計するなど、成果が上がっており、取組を進める、また、事務改善では研究成果の速やかな提供などが挙げられております。

大政策の16番目、「市場の変化・技術革新に対応した規制改革等の一層の推進」でございます。その1番目、「電気通信事業における公正競争の促進及び利用者利益の増進」でございます。電気通信事業者数及びブロードバンドインターネット加入数の増加や、通信料金の低廉化、アクセス手段の多様化が実現するなど、成果は上がっているが、今後も予想される市場の急激な変化に対応していくため、電気通信サービスの競争状況評価指標の検討とその結果を踏まえた対応が課題。また、予算面では、電気通信市場の動向把握と、技術的・制度的環境整備のための調査検討、事務改善では、事前規制から事後規制への移行とそのための体制整備が挙げられております。

2番目、「電気通信利用に関する施策の推進」でございます。電気通信番号規則を改正し、IP電話が選択し得る通信手段として本格的に普及し始めるなど、成果が上がっており、取組を進める、また、予算面では、電気通信番号に関する諸課題に対応する調査研究、市内局番等番号資源の逼迫対策のためのデータベースの構築が挙げられております。

3番目、「電波の有効利用の促進」でございます。電波の利用状況の調査・公表等の制度の

導入、無線局情報の提供制度の拡充による無線アクセス等の新たな電波ニーズの対応など、成果が上がっているが、電波の再配分に伴う給付金制度の導入も視野に入れた既存免許人への対応の具体化が課題。また、制度面・予算面では、その給付金制度創設に伴うもの等が挙げられ、事務改善では、利用状況調査・公表制度実施体制の整備、組織見直しが挙げられております。

4番目、「情報通信ニュービジネスの振興」でございます。先進技術型研究開発助成金や、通信放送新規事業助成金等による助成件数に対する多くの特許、商標出願数など、成果は上がっているが、民間部門との協調推進、重点的・戦略的な支援展開と、そのための制度的予算面での対応などが課題として挙げられております。

大政策の17番目、「戦略的研究開発の推進」でございます。最初の3つ、「アプリケーション及びコンテンツの高度化のための研究開発の推進」、「ネットワークインフラの高度化のための研究開発の推進」及び「新技術のシーズを創出する基礎的・先端的研究開発の推進」という研究政策が挙げられております。これらにつきましては、それぞれ個々の研究開発について、外部評価も踏まえた評価を実施しており、それぞれ研究開発実施件数、論文数、被引用論文数、特許申請数等々から見まして成果は上がっているが、外部評価を踏まえ、成果が十分上がっていない課題については、研究計画を変更するなど、重点化や取組の改善が課題。また、予算面では、引き続き安全、確実、簡便な情報利用流通のための技術開発が挙げられております。

4番目、「研究人材育成や研究環境の整備」でございます。内外より研究者を招聘し、共同研究に参画させるとともに、全国26か所の研究開発基盤施設において高度な情報通信施設を用いた実証実験や研究開発を可能としており、成果が上がっており、取組を進める。

5番目、「情報通信に関する標準化の推進」でございます。我が国の積極的な貢献によるITU（国際電気通信連合）において光アクセス網、光伝送網等の情報通信分野の標準化が推進されるなど、成果が上がっているが、標準化に携わる人材育成も含め、研究機関、民間フォーラムによる標準化活動の強化、民間ITU等との連携強化が課題。また、予算面では、標準化推進、アジア・太平洋標準化機関総会開催などが挙げられております。

大政策の18番目、「デジタル・デバイドの解消」でございます。その最初、「民放テレビ・ラジオ放送の難視聴等の解消」でございます。39地域1,714世帯について難視聴を解消、情報格差を是正し、成果が上がっており、取組を進める、また、予算面では、引き続き

難視聴解消等による地域情報格差解消の推進が挙げられております。

2番目、「電波利用環境の整備」でございます。63か所の移動通信用鉄塔を整備し、9,645世帯で新たに携帯電話の利用が可能となり、2003年度までに市町村役場等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合を95%以上にするととのe-Japan重点計画目標達成に向け成果が上がっており、取組を進める、また、予算面では、引き続き整備を推進するとされております。

次に、「地域における公共サービスの情報化の推進」でございます。過疎等の条件不利地域における市町村がインターネットを活用した双方向行政サービスを提供するための事業を、881事業を実施し、人口1人当たりの年間ホームページアクセス件数も、事業実施前の0.29件から事業完了団体で3.27件と増加するなど、成果が上がっており、取組を進める。また、予算面では、引き続き事業の推進が挙げられております。

4番目、「情報バリアフリー環境の整備」でございます。字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合が増加し、高齢者・障害者利便の増進に資する通信放送に関する開発・研究、身体障害者のための通信放送役務の提供などが着実に進み、成果は上がっているが、字幕放送時間割合の100%達成に向けたインセンティブ確保、開発研究結果の実用化率の向上、サービスの普及が課題とされております。また、予算面では、事業の継続的实施が挙げられております。

大政策の19番目、「情報通信分野における国際的な協調の推進」でございます。「二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献」につきましては、アジア域内のブロードバンド環境整備のためのアジアブロードバンド計画をとりまとめ、世界情報社会サミットに向けたITU活動支援について、アジア・太平洋地域会合で「東京宣言」をとりまとめるなど、成果は上がっているが、途上国で十分な進展のない国際的デジタル・デバイド解消に向けた取組が課題とされております。また、予算面では、継続的対応と、その前提となる諸外国等の状況把握など、事務改善では、「東京宣言」の適切なフォローアップや業務体制強化などが挙げられております。

以上が、電気通信分野でございます。

大政策の20番目、「選挙制度の適切な運用」でございます。これは政策も「選挙制度の適切な運用」となっております。14年度の各種選挙は概ね円滑に管理執行され、電子投票が導

入られて、開票が迅速化されるなど、成果が上がっており、取組を進める。また、予算面では、電子投票の導入の促進などが挙げられております。

次に、21番目の大政策、「安定した郵政サービスの確保」でございます。その1番目「ユニバーサルサービスの提供」でございます。全国3,212市町村すべてに郵便局が設置され、郵便・為替貯金、簡易生命保険のサービスを全国あまねく公平に提供しており、ユニバーサルサービスの実施を前提しつつ、信書便事業を導入し、競争環境の整備が行われるなど、目標が達成され、郵政公社への移行に伴い、政策的な役割を終えた。なお、この信書便につきましては、引き続き許認可の法制度を所管してございます。

2番目、「健全な事業財政の確保」でございます。郵便事業は、景気の低迷などにより収益の落ち込みが費用の削減を大きく上回る結果、単年度収支率は101.8%となり、目標の99.9%以下を達成できない見通しであります。他方、為替貯金事業は、目標の単年度黒字12,282億円を簡易生命保険事業が目標の責任準備金積立率100%以上を達成できる見通しであり、目標は一部達成できなかったものの、郵政公社への移行に伴い、政策的には役割を終えた、となっております。

3番目、「利用者利便の向上」でございます。14年度には新たに個人向け国債の取扱いや、大韓民国通貨の両替取扱いなど、利用者ニーズを踏まえたサービスの改善が行われ、目標は達成され、郵政公社への移行に伴い、政策的な役割を終えた、となっております。

大政策の22番目、「消防防火体制の充実強化」の1番目、「消防の対応力（防災力）の強化」でございます。消防防災ヘリコプターの積極的な活用、緊急消防援助隊登録及び訓練の推進、消防防災危機管理センター、消防庁・防災情報システムの整備など、成果は上がっているが、市町村の常備消防団の強化、緊急消防援助隊の充実強化、ITの積極活用など、及びこれらに対応する予算措置が課題とされております。また、制度面では、都道府県によるヘリを用いた消防活動や緊急消防援助隊の法的明確化等、事務改善では、大規模特殊災害等に係る企画立案機能強化のための体制整備などが挙げられております。

2番目、「火災予防対策の推進」でございます。出火件数や危険物事故の件数が減少し、成果は上がっているが、火災対策については、死者数が依然高水準にあり、住宅防火対策、放火対策の強化、小雑居ビルの防火安全対策の推進、危険物事故の防火対策では、危険物事故防止アクションプランによる官民一体となった事故防止対策の推進など、及びこれらに対応する予

算措置が課題として挙げられております。また、制度面では、消防庁長官による主体的な火災原因調査の実施を内容とする消防法改正などが挙げられております。

3番目、「災害に強いまちづくりの推進」でございます。自主防災組織、都道府県の部長級以上の防災監等専任スタッフの増加、耐震性貯水槽、原子力防災資機材の整備等、地域防災計画見直しのさらなる推進など成果は上がっているが、地方公共団体レベルでの対応力強化や原子力災害、石油コンビナート災害、テロ災害など、特殊災害への対応力強化など、及びこれらに対応する予算措置が課題として挙げられております。また、制度面では、NBC災害発生時の緊急消防援助隊出動指令を内容とする消防組織法改正などが挙げられております。

4番目、「救急業務の充実・高度化」でございます。救急体制の増加、救急救命士制度の定着、一般市民への救命講習及び現場での応急手当の実施率など、成果は上がっているが、救急救命士の養成確保や、処置範囲の拡大、ヘリコプター、高規格救急自動車、除細動器等の整備等、及びこれらに対応した予算措置が課題として挙げられております。また、制度面では、救急救命士の処置範囲拡大など、事務改善では救急救命士養成に係る全国の消防機関、地方公共団体の連携などが挙げられております。

23番目の大項目、「統計行政の推進」の最初、「社会・経済の実態を的確に把握した統計調査の実施」でございます。役割を終えた統計調査を中止し、新しいニーズに対応した統計調査の承認、課題等を踏まえた産業関連表の作成、改訂標準産業分類への円滑な移行など、成果は上がっているが、産業関連表の作成作業の効率化、早期化などが課題として挙げられております。

2番目、「国・地方が共同で行う統計調査の円滑かつ効率的な実施」でございます。地方統計職員に対する研修のほぼ全国での実施、登録調査員の目標数を上回る登録、及びこれに対する研修への高い評価など、成果は上がっているが、地方公共団体等からの改善要請を踏まえた研修の見直しや、統計調査員に対する研修の経費削減を踏まえた運営見直しなどが課題として挙げられております。また、予算面では、統計調査員確保対策事業の水準維持が挙げられております。

3番目、「官庁統計に対する国民の協力の確保」でございます。国民の統計への理解を求める普及・広報活動の展開、「事業所・企業データベース」の運用による調査客体の負担軽減など、成果は上がっているが、調査環境の変化、地方公共団体の要請に対応した統計普及活動の

改善や新たな取組が課題。また、予算面では報告者負担軽減対策、事務改善では統計行政の新たな展開方向に係る各府省申合せに基づくものなどが挙げられております。

4番目、「統計に関する国際協力の推進」でございます。国際機関等への各府省横断的な情報提供、国際会議に係る各府省間調整、各府省に対する諸外国の情報提供など、成果が上がっており、取組を進める、となっております。

統計行政の最後、「国勢の基本に関する統計の作成・提供」でございます。IT革命、少子高齢化、男女共同参画、雇用失業情勢の変化、経済構造の変化等を踏まえ、これらを的確に反映する客観的、迅速な統計調査の実施、国民、企業、地方公共団体等のニーズを踏まえた情報提供の拡充など、成果は上がっているが、社会経済情勢の変化に対応した調査事項、集計事項の不断の見直しや、新たな情報通信技術を活用した調査方法の見直しなどが課題として挙げられております。また、予算面では、引き続き国の機関となる統計調査の実施や多様なニーズに対応した統計情報の整備提供が挙げられております。

24番目の大政策、「恩給行政の推進」の最初、「恩給年額の適正な改定」でございます。恩給制度内バランスを考慮した恩給改定措置、予算案作成、及び恩給法改正法の成立により、物価、公務員給与等の状況を総合的に勘案した恩給年額の適正化が図られ、成果が上がっており、取組を進める、となっております。

恩給の2番目、「受給者等に対するサービスの向上」でございます。住民基本台帳ネットワークシステムを活用した生存確認の導入や住所変更届出等をインターネットにより手続可能とするなど、負担軽減が図られ、成果が上がっており、取組を進める。また、予算面では、受給権調査の隔年化によるさらなる負担軽減等が挙げられております。

25番目の大政策、「旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業等の実施」、政策として「旧日本赤十字社救護看護婦等の処遇等に関する事業の推進」でございます。慰労給付金支給額全額を補助し、請求のあった有資格者に遺漏なく書状を贈呈、一般戦災死没者の慰霊に資する事業を実施するなど、成果は上がっているが、効果的な啓発促進のため、慰霊事業の取組の工夫が課題とされております。また、予算面では、一般戦災総合データシステムの構築、運営が挙げられております。

最後の大政策、「日本学術会議活動計画の実施」、政策といたしまして「日本学術会議活動計画に示された課題の円滑かつ重点的な推進」でございます。「人類的課題解決のための日本

の計画の提案」の公表、配布等、計画に示された課題について各委員とも議論を深め、平成15年7月の第18期末に向けて成果が上がっており、取組を進める、また、制度面では、学術会議の在り方検討、検討を踏まえた組織改革、予算面では活動計画推進継続が挙げられております。

以上、少し長くなって恐縮でございますが、実績評価書の紹介でございました。

なお、この評価書に対しまして、本日欠席の上山委員から意見書をいただいております。この意見書につきましては、要旨ができるのが少々遅れまして、要旨を上山先生に送っておりませんでした関係上、一部かみ合わないところがございますご迷惑をおかけした部分があるかもしれませんが、適宜ご参照いただければと思います。

以上でございます。

中邨座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆さんからいろいろご意見なり、ご提案なり、ご質問なりがあれば、どうぞどなたでも結構でございますが、どなたか。

大住委員 昨年度の政策評価会でも申し上げたのですけれども、この政策評価をどう使っていか、どう活用していくかということをもっと強調した方が良いと思います。活用する方法としては、例えば次年度の予算編成、重点施策をまとめる際の基礎資料として使う。これを根拠にして、例えば各局の重点施策をまとめる際の根拠作りをすればいいと、こういうことを申し上げて、今回の評価書のフォーマットを見ますと、昨年度のもの比べて、ある意味で記載がきちんとできていて、しかも、具体的なアクションを書かせる欄がかなり充実をしているという点、随分評価書としては改善をしたと私は思います。

ただ、そうは言いましても、たくさん問題があるかなと思う点がやはりありまして、少々指摘をさせていただきたいのです。この政策評価は分析が大事なのか、あるいはアクションが大事なのか。それは両方大事なのでしょうけれども、分析をし過ぎることよりも具体的なアクションを考える方がむしろ私は重要ではないかと思えます。これは昨年度も申し上げてきたところです。具体的なアクションということで、このフォーマットを見ていきますと、制度改革が必要なもの、予算措置が必要なもの、その他がございます、これは事務の執行改善、業務改善のようなことだと思いますけれども、3つのカテゴリーが置かれまして、それぞれに考えさせるようになっているということなのですが、おそらくここで書かれたアクションというのは、

何らかの措置が取られるであろうということだろうと思います。つまり、ここで書かれていることは、少なくとも出した局がある程度責任を持って実行する、あるいは実行のための努力をするということが前提になっているのだろうと思うのです。

そうしますと、例えば予算措置の必要なもの、今回、概算要求の作業に間に合うタイミングでこの作業をとりまとめていく。概算要求の意思決定のプロセスで、当然のことながら政策評価の評価結果を活用していくということがありますので、予算措置が必要なものという欄に非常に詳しく書き込んでいる例が多いですね。

例えば情報通信政策局のフォーマットを見ますと、ほとんどすべての評価書で、予算措置が必要なものの欄に詳しい記載がありますね。所要の予算の確保に努めるとか、あるいは拡充に努めるといったことがずっと書かれているんですね。そうすると、これは局として、少なくとも情報通信政策局の所管業務について総務省の中で重点化をするというふうにも読めるのですけれども、そういうことではないですね。

つまり、ここで例えば予算措置が必要なもの、必要、必要ということがずっと書かれているわけですけれども、そうしますと、すべての施策を強化せざるを得ない。こんなことは現実的には不可能なので、おそらく本来ですと、この実績評価書を出す前に、局内でもう少し議論をしないといけないのではないかと。本当に重点化すべきなのは何か、こういうことをもう少し議論した方がいいのではないのかなということをおもうのですけれども、その点いかがでしょうか。

それはおそらく他の局にもございます。消防庁は別の点で、私は上山さんの意見に賛成なのですが、業務資料のようなもの、白書的なものをベタベタ貼り付けられているので、これはちょっとあまりに煩雑だなと私は思います。消防庁もそうですし、あるいは総合通信基盤局もそうですし、すべての施策が大事だという、そういうお気持ちは非常によくわかるのですけれども、ただ、この実績評価書を次年度の概算要求につなげていくということになりますと、メリハリのついた予算編成、重点化の基準として、こういった議論の素材として使っていくべきなのだろうと思うのですけれども、その点がやや見えないですね。この点、何か情報をお持ちであれば、お教えいただきたいと思います。

松林政策評価広報課企画官 ありがとうございます。

今、先生のご指摘にありましたとおり、この評価書の予算の欄につきましては、特に局の中

で重点化を図って、あるいは省として重点化を図ったということではありません。と申しますのは、今ご覧いただいている実績評価書につきましては、それぞれの政策ごとにその担当部局が1年間の政策を振り返り、それが政策部局として極力客観的に見た場合どうであったのかと、その辺のデータをなるべく集めて振り返るといいますか、反省するといったような構成になっております。ですから、政策を実際担当したところとしての評価がこうであって、しからは、それを制度改正や予算や事務改善にどういうふうなつなぎ方をしたらいいのかという、その政策評価の延長として、リーズニングの中で出てきたものを抽出しているというようなやり方でございます。

先生のおっしゃるような活用の仕方も非常に大事だと私は思っておりまして、この評価書を予算要求につなげていくというのは、ある意味そういった先生の発想の延長上、あるいは延長の手前かもしれませんけれども、同一線上にあるものだと思っております。そこはこの評価書をもとに、これからまた予算作業、概算要求作業が具体化していきます中で、局としてどういった重点的な戦略で予算要求をしていくかというものの中にも当然この評価書の記載内容とか評価活動を振り返って、活用されていくものだと思います。ですから、この評価書はあくまで政策を実施してきた担当部局がその担当部局として見たもので、それを活用して局としてどうのように重点化を図って来年度の概算要求につなげていこうかという作業は当然これから具体化していくものだというふうに私は考えております。

中邨座長 それでは、どなたか。

國井委員 IT関係について、情報通信分野の人材育成というところを見てみますと、やはりどうもソフトウェア分野が弱いなという感じがするのですね。具体的な項目を見ましても、情報セキュリティについてはある程度強化されてきていると思います。しかし、日本がアジアの諸国と比べても、だんだんソフトの人材の育成について、相対的に弱まっているという認識があるのです。この政策ですと、次の施策に活かしていただきたいと思うんですが、ソフトに関する強化をもっと図らないと、国として非常に展望発展が危ぶまれるというふうに認識しています。

文科省のいろいろな評価を見ていまして、たまたまそちらの方もやっているのですが、そこを見ていまして、情報通信というので一見情報通信分野を強化されているように見えましても、ソフト関係は非常に弱いと思います。特に基本的なところ、基盤的なところが弱いとい

うふうに認識しています。今回、予算措置が今後も必要かというところに入っておりますけれど、さらなる強化が必要ではないかなと思います。

先ほど大住先生がおっしゃった情報通信関係について幾つか指摘があったということですが、これは全体はもっとたぶんいろいろな施策があって、その中で絞り込まれていて、当然この中のプライオリティーはさらに必要だとは思いますが、決して多くはない、まだまだ足りないというふうに思っております。以上です。

中邨座長 他に、どうぞご意見をお願いいたします。

一力委員 いろいろな政策のくくりの中で、高度情報通信ネットワークインフラの整備の推進というカテゴリーは、比較的数値化しやすいというか、数値目標が立てやすいカテゴリーに属するのではないかと思うのですね。それと、今後もお努力をいただきたいと思うし、今でもこれを拝見いたしますと、図表が相当に増えつつあるということはいい傾向だと思いますけれども、今度は数字を出した場合に、数字に対して、どうしてこういう数字になったのかという説明が客観的に十分になされないといけないのではないかと思うのですね。

それで結局、高度情報通信ネットワークインフラの整備の推進という政策のサ - 1 ですよ。 「高速・超高速ネットワークインフラ整備」がございまして、どうもこの説明を聞いていますと、高速・超高速ネットワークインフラの整備を促進すると、高速・超高速インターネットサービスの提供事業者数が増え、ISP事業者数が増え、加入者が増え、そして、それが結果的にFTTHとかDSLとかケーブルインターネットのユーザーが急速に増えたという論理になっていると思います。そしてさらに、今後ともさらなる施策の推進が必要であると結んでいるのですが、これは本当なのですかね。

要するに、インフラがあって、それにつながるいろいろなサービスが次に出てきて、そしてユーザーが増えていくと、こういう流れなのですけれども、実際にDSLのユーザーなんていうのは、2年前に7万人だったものが700万人という10倍になっている。それからFTTHに関しても大変な増え方なのです。ところが、これについて、なぜこれが増えたのだという説明が、インフラが整備されたから末端のユーザーが増えたのだということで片づけられるのか。むしろ、非常にご担当の部局が謙遜されているのかどうなのかと思うのです。

ここで私が感じるのは、非常に市場のメカニズムということの視点が欠けているのです。これだけの2年前に取るに足らないDSLが、今は700万ユーザーを持っているということ

は、これは誰が考えても、市場メカニズムが機能したはずなのですね。そういうことは1行も書かれていないわけです。しかも、これは政府の施策として、自由化の推進というか、規制緩和もあったであろうし、そういうことがDSLを販売するベンダーの間の競争も呼んだだろうし、他のサービス間との競争も出てきたと思うのです。これはまさに総務省、前は郵政省からずっと続いている規制緩和というものと、それから市場メカニズムにまかせるのだということの施策が効いたと思うのですね。

ところが、そうではなくて、何か全体のトーンを見てみると、非常に悲観的なのですよね。他の産業分野で見て、2年間に10倍のユーザーを増やすというのは、日本経済の実態から見たら、本当に羨むべき現象だろうと私は思うのです。そういうことが例えばケーブルテレビについてもそうだろうし、その数字は当たり前の数字のような書き方になってしまって、それで施策が必要であるというようなことになると、さっき大住さんもちょっと言われたのだけど、やっぱり予算措置が頭の中にあると、状況を明るく書くよりも悲観的に書いた方が入ってくるのではないかと、そういうふうに勘繰りたくなるような気がいたしましてね。この数字というのは、日本経済の実態から見たら、本当にめくるめく数字なので、なぜそうなったかというところに規制緩和とか、自由な市場メカニズムに任せたということは、政府は規制緩和をしてきたのでございますから、それは正々堂々と言われるべきじゃないかなというのが私の感想でございます。

中邨座長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

他に。城山先生いかがでございましょう。

城山委員 私の意見を幾つか申し上げたいのですが、ただ、今の議論はすごく大事でおもしろい議論なのかなと思います。大住先生のご意見なり、私自身も前に申し上げたつもりですが、予算にどうやってリンクさせていくのが大事かというのは、確かに大事なんですけど、おそらくこれを今回とりまとめの公表を早くされて、たぶんその課題と今後の施策みたいなところでリーディングを書くように多少やりとりをされたというようなことを申されて、たぶんそれはそれですごく意味があることなんだろうなと思うわけです。

他方、今、一力委員のご指摘になった点は、その副作用みたいなところがあって、逆にそれを何に使われてしまうのかと見てしまうし、これが業務文書化してしまって、きちんとそのファクトを見るということをもっと阻害してしまうという問題があると思うのです。これは答え

が簡単に出る話ではないと思うのですが、おそらくそのファクトで一体我々役所がやったことがどんなダイナミズムでうまくいったりいかなかったりしたのかというところをきちんと見るということは、たぶん今後の行政運営にとって極めて大事だと思うのですね。また、マーケットに依存せざるを得ない中で、ちょっとした刺激なり何なりがどう効くのか効かないのかとか、あるいは本当に任せて大丈夫なのかという、たぶんこの辺に関する知見は、今後も行政運営をやっていく上では極めて大事な話で、たぶんそういうもののファーストハンドのインフォメーションをきちんと得るといっても評価の重要な目的だと思うのですね。

そう見ると、我々が申し上げていることは、もしかしたらこれはトレードオフになるのかも知れないのでなかなか難しいとは思いますが、たぶん、その事実をきちんと取っていくというか、何だったのかということをつたぶん当事者としては気が付いていても、それが残らないということがあるんだと思うのですね。後の担当者だって、組織全体の中でですね、そういうものが残るような工夫というもたぶん大事なのではないのかなと思います。ここは今の議論にちょっと触発された点で、またご議論をいただくなり、お考えいただければと思います。それが1点です。

それから2点目なのですが、これも前から出ている話かと思うのですが、アウトプットとアウトカムの話で、いろいろ指標も工夫していただいているということだったかと思うのですが、やはり、まだアウトプットの話がかなり強いかなという気がします。例えば気がついたのだけで若干例示的に言うと、地方自治の国際交流の政策でJETプログラムという話があったかと思いますが、要旨の36ページぐらいにあったかと思いますが、これは累計の人数なわけですね。そもそも何で累計を取って、年度数値を取らないのかというのがよくわからないのです。これは私が何人かの方に伺うと、比較的現場でも評判は良いという話はよく聞くわけですが、たぶんこの数字を挙げただけだと、どういう意味でこの交流というものが地方の自治体にとって意味があったのかというのは全然見えないのだと思うのですね。つまり、こういうやりとりをやることによって学校の教育の在り方なり、その地域に対する刺激なりという意味で一体どういう意味があったのかというのはたぶんアウトカムの話で、たぶんこれなども取ろうと思えば取れるのだと思うのですね。ある種のサーベイなりアンケートなりをやらなければいけないかもしれない。それは手間かも知れませんが、でも、そういうデータを取っていくということが、たぶんこの種の評価の重要なことだと思います。なかなか一度には難

しいかも知れませんが、こういうことができる分野が幾つかあるのかなという気がします。

あるいは、先ほどの通信絡みでも、かなりペシミスティックだという問題のご指摘がありましたけれども、必ずしも十分、例えば電子商取引とか、うまく利用されていないみたいな書き方をされて、そのファクトの認識は私はよくわかりませんが、だとすると、一体どういうことでうまくいかないのかなんていうのも、やはりユーザーの意見を聴くようなフィードバックのメカニズムは要るのだろうなと思います。おそらくそれは今年度少しやっていただいたという学識者の知見の活用、その定義はよくわからないというのが上山さんのコメントにもありましたけれども、誰が学識者というかどうかは別として、むしろ学識者というよりはユーザーの方がいいのかも知れませんが、そういう人たちの意見をフィードバックするメカニズムというのを個別の項目なり、おそらくそれは全体ではなくて個別の項目だと思うのですが、そういうところに埋め込んでいく努力を多少実験的にされるということにつながってくるのかなと思います。そういうユーザーのサーベイをすることで、アウトカムの指標のようなものも出てくるのかなという気がします。それが2点目です。

3点目なのですが、これは若干細かい話で、消防の話は結構細かい話があって、上山さんのコメントなんかでも、ちょっと物量戦術じゃないか的なコメントがあったのですが、私もそういう部分もあるのですが、消防というのは意外とおもしろい領域なのかなという気がします。パラパラとしか読ませていただけていないのですが、比較的そのサービスは明確、この省の中の仕事で言えば、安全というサービスは明確であり、比較的アウトカム指標が取りやすい世界なわけですね。これはいろいろ議論をされていますけれども、例えばどういう指標を使うとかそういう点に関して言うと、いろいろな試行錯誤があって、それなりに読んでいて私はおもしろかったと思っています。ただ、できればコンパクトに書いていただきたいというのはそのとおりなのですが、そういう意味でコンパクトにするなり、もうちょっとインパクトを持たせるために何ができるかということをちょっと幾つか見てみたのです。

例えば幾つか数字を使っているのですね。例を挙げると、例えば要旨の117ページの、これは比較的大したことではない話ですが、消防庁はもっと人を増やしてくれという話ですね。101人しかいません。警察は1,800いて、海上保安庁は1,600いますという、これは数字を挙げていて、数字はそれなりにおもしろいと言えばおもしろいのですが、もう少しその説明が欲しいなということと、あと、他のところだと結構国際比較を使っているのですね。

そういう意味で、こういうものを国際比較の数字もおそらく取れるので、そういうものを使ったらどうなるかというあたりは多少工夫できるのかなと思います。

それから 118 ページのこれも細かいことに入ってもしょうがないのかも知れませんが、数字を持ってきているという意味ではおもしろいのですが、火災警報機の普及率と住宅火災の死者数というので、アメリカと日本をクロスさせてみて、アメリカは、要するにこれは言わんとしているのは、警報機数が増えると死者数が減っていますよということを言わんとして、日本ももっと増やしましょうということなのかなと思うのです。ただ、これは先ほどの大住委員の結論を急ぎ過ぎるなというところに若干絡むのですけれども、あまりこれで断言的に分析的なことをやってしまうと若干問題なのかなという気がします。例えば、これはアメリカの死者数の絶対数を見ると、これは死者の定義が違うのかも知れませんが、今でも 3,000 人死んでいるわけですね。日本は 1,000 人以下だということですね。人口比を考えれば、今でもたぶんアメリカの方がたくさん死んでいるのですね。そうすると日本は本当にそんなに悪いのかということになりかねません。それからこの警報機の増加の仕方は、アメリカは極めて初期に増加していますけれども、その時期はあまり死者は減っていないので、この因果関係はあるのでしょうかということ、何か怪しいような気もするので、おもしろい数字ではあるのです。ちょっと気にした方がいいのかなという気がします。その意味では、数字を持ってきている試行錯誤はおもしろいのですが、たぶんそのへんのちょっと整理の仕方がもう少しあり得るのかなと思います。

それからもう一つだけ、ここの数字のことで申し上げますと、123 ページに救命率というので、私はこのサブスタンスはよく知らないのですけれども、123 ページの一番頭に「主要国の救命率やドクターカーによる救命率と比較した場合、未だ低い水準に留まっていると指摘されている」と、これは日本が、ですね。これもたぶん探せば数字はあるのじゃないかなと思うのですけれども、こういうところはちゃんと数字を出しておいて、一体どういう意味で問題があって、どういうふうにしなればいけないのかということをつたぶん言った方がいいのかなと思います。そういう意味で言うと、これはいろいろ書いてあって、おもしろい、きっかけになるような数字なり、何を指標に取ったらいいかというのは、国内の経年のデータであったり、いろいろな国内の比較、国際比較であるのですけれども、そういうのをもう少し整理してみると、比較的评价的な手法に馴染みやすい分野だと思いますので、もうちょっといろいろ工夫が

できるのかなと思います。

以上、3点です。

中邨座長 ありがとうございます。

荒巻先生。

荒巻委員 私も、だんだん読ませていただきながら、充実はしてきたなという感じは持っておりますけれども、自分自身が役人をやっていたり、第一線での実務をやってきた。この上山先生のお言葉によると、学識経験者の中でも実務経験者の方の部類で、きょうは実務経験者の方ではない方が多いのですけれども、いろいろ第一線での他の制度の運用なり、あるいは各企画と予算査定との関係とか、いろいろな経験をしてきているだけに、なかなか難しい問題をこの会は担当しておられるなという感じがしております。

それから総務省のこの政策評価と本当の事業官庁の政策評価はかなり質が違うというのか、やり方が違う点もあって、特に政策等については、なかなか数値化もできないし、効果の上がり方もすぐには出てこないといういろいろな悩みがあると思うのですけれども、そう言いながらも、やはり政策評価という一つのジャンルを作った以上は、どこかに重点を置いてやらないと、というのか、原点に戻って、この政策評価の議論が出てきたのは、一つはやっぱり国民の目から見て情報公開、透明性で信頼を得るという一つの目標と、費用対効果という、そういう無駄がないかという点の見方、それから職員の意識を改革して、職員が政策については費用対効果を考えたり、あるいはマンネリにならずに、前進的な考えを持つようにという、そういう幾つかの狙いがあると思うのです。ずっと見てきて、職員の意識改革には若干私は効果が上がりがつつあるし、また上がっていきたくらうというはっきりした感じがします。

先ほどから言われるように、予算に反映させる点がもう一つ大きな問題だなという感じがします。おそらく財務省の査定にズバリこれが活用される、また、この評価によって相当左右されるかどうかというのは非常に難しい点があると思います。せめて省内の、あるいは局内の予算要求についての重点とか、あるいは方向については、かなり意識して活用しないと、この制度自身の存在価値がだんだん薄れてくるのではなからうかなという感じが少ししております。

特に自己評価ですので、その点、自己評価でもこれだけやれるよということをどこかに見せなければいけないのではないかなという感じがします。先ほども、白書的なというお話も少し出しましたが、ずっと見てみると、白書とどこが違うのかという点も、細かさとか、量はこちらが

多いのですが、考え方からすれば、もともと根は一つみたいな感じがするものですから、その辺の独自性をどう政策評価は白書と違うのだという点も表すように、今後努力する必要があるのではなかろうかと思います。

それから外部の人の目を見た、いわゆる行政監察、あるいは会計検査、これは違った見方も知りませんが、外部の目からチェックするという意味では、違った制度が幾つかあるわけですが、そういう制度とのお互いに特徴の出し方とか、お互いのチェック・バランスはそういうふうな面の問題も意識して、今後の3年後の見直しのときには、十分原点をもう一回はつきりしていくような方向で、量ばかり多くてという形では、国民はおそらく読まないと思いますし、情報公開も一緒でしたけれども、本当に関心がある人がいざというときには使えるという、そういう意味ではこれも大いに価値があると思いますが、一般国民にどうやってわかりやすくPRするかという点では、まだまだ工夫が要るなという感じがいたしております。

それから上山先生が出された意見の中で、私もこの6つの項目に分けて分類して、数が平成14年度、15年度といろいろ書いてありますけれども、確かに上から4つ目の「目標達成に向けて成果は上がっていないものの、当該政策は必要であり、これまでの取組を進めていくべき」というものと、その次の「成果は上がっていないものの、必要であり」そこまで一緒に、あと「効率性、有効性等について課題があるので、改善や対策が必要だ」というのが、はっきりこんなふうに分類できるのかなという感じが少しいたしますね。目標達成について成果が上がっていないというのは、目標がおかしい場合もあるかも知れないし、あるいは無事是好日というように、国民なり人々の声が上がらないというのは、成果が上がっていないという見方をする場合と、大体満足しているから声が出ないという、そういう見方と2つありますから、そのどちらかというふうなことを考えると、ときに政策評価の場合は、改善しようということのを頭に置いた制度ですので、やはり4番目と5番目がうまく分かれないうのは、改善努力をするという分類の中にどれも入ってくるような、そういう方がこの制度としては本当じゃないかなという感じが少しいたしております。

それから、この分類の中で、下2つというのか、下3つが白紙、上から4、5ですか、これが数字が全然入らないのは、自己判断だからなかなか廃止すべきというものには入らないだろうなという感じがします。大きな項目では廃止とは言えなくても、大きな項目の中の幾つかの小さな項目では、これはもうやめて、新しい方に向けた方がよいよというのが必ずあるはずで

はないかと思うので、これについて、もう少し大項目だけでも数で言うか、あるいはもう一つ小さなランクのものを違った数字のいくつかの中の幾つかに分類しておいて、そのうちのこれは廃止を、見直しをするとか、そういうふうな中に入れた方がいいのか。放っておいたら、いつまでもこれはおそらくゼロで来るのではないですか。もし何か数字が入るとすれば、一番上の方に持って行くのではなかろうかなという感じがするのですけれども、この6つの分類が本当に各課の人たちがみんなの共通の認識と定義がきちっと共通の理解の中でされているかなと、これもすこし何か問題がありそうな感じを受けましたので、それだけ申し上げておきます。

中邨座長 ありがとうございます。

他にどなたか。

上山委員がご欠席でございます。6段階について上山さんをご指摘ございましたが、私はその他にも非常に重要なことを指摘しておられるなと思いました。1つは量の問題です。これは皆さんに共通しておりますが、大住先生も、量があまりにも膨大過ぎはしないかということをご指摘されています。このあたりにつきまして、何か今後工夫が必要ではないかなという気がいたします。

それからもう一つ、誰が報告書を書いたかということをご公表したらどうかと上山委員はおっしゃっていますが、このあたりはいかがなものでしょうか。

松林政策評価広報課企画官 ありがとうございます。

まず、量の点につきましては、私どもも昨年からご指摘をいろいろ受けまして考えるところがあります。実際の評価書の中では、制度改善に結びつけるとか、予算あるいは組織体制、制度改革等々、そういった面に区分していろいろな課題分析をすべきといったこともありますし、その辺を考慮すると、ある程度のしっかりした分析をデータに基づいてやらなければならないのかなと思います。そうしますと、どうしてもその量が増えがちでございますので、むしろ本日お配りしている要旨の中で、いかに読んでもらえるようなコンパクトなまとめ方をするかと、あるいはビジュアル化をしていくかといったところを、役割分担と申しますか、機能分担といいますが、その辺で考えてみてはというところで今年はトライしたところがございます。

それから区分についてでございますが、一応私どもの6段階に分けた端的な結論と申しますのは、今、参考資料をお配りいたしますけれども、政策評価といったものを政策の効果という観点、あるいは必要性、効率性、有効性といった観点から行えというのが評価法でございます。

それに基づいてどういった評価の結論を導くかということで検討した結果、この6段階ですべてその観点が網羅されるだろうということで、いろいろ組合せも考えまして、こういった結論を活用させていただいているわけでございます。

先ほど来のご議論の中で出ております「目標達成に向けて成果が上がっていないものの、当該政策は必要であり」というところは、上がっていない理由というのは、確かにこの評価書の中身を見てもわからないことになっておりますが、その中身を見ますと、おそらくまだ前例がありませんので何とも申し上げようがありませんが、想定域を超えませんが、たまたまその政策の効果が上がるのに長期間を要するようなもの、あるいはその年にたまたま災害等の妨害要因があって上がらなかったもの、あるいは先ほども出ましたとおり、目標自体が若干ズレているようなもの等々、いろいろ想定されるわけでございます。

これに対しまして、5つ目の「目標達成に向けて成果は上がっているものの、当該政策は必要であって、効率性、有効性について課題がある」というところは、この成果が上がっていない原因が、目標自体はズレていないと、この成果が上がっていないものの原因が、先ほど言いましたようなたまたまその年にあったような妨害要因とか、あるいは成果が出るのもっとも性質上長期間を要するものとか、そういったことではなくて、その政策自体の効率性や有効性に課題があると、そういった課題を改めましたならば、より成果が上がっていくのだというところで分けて評価をしているということで整理させていただいているわけでございます。

したがって、この区分的には非常に評価法の方式に沿ったような区分にさせていただいておりますので、もし表現等々で、もう少し国民に向けてわかりやすいような書き方があるのではないかとといったようなところがございましたら、鋭意検討させていただきたいと考えております。

中邨座長 それから、名前の問題ですが。

松林企画官 名前のところは、これは評価書をご覧くださいますと。

宮田評価専門官 右上の角のところに担当課名が入っております、要旨の方も。これによって政策を具体的にどこが担当しているか、それから実際自己評価でございますので、評価はどこがやっているか、その部署を明らかにしております。これは評価法でも求められていますので、これは書き込むようにしております。

中邨座長 私から、当初から関わっている者といいたしますと、中身がだんだんと進歩、向上

したという印象を強く受けております。しかし、1つだけ、これは先ほどもお話が出ましたが、報告なのか情報なのかという視点が、もう少しはっきりした方がいいたらと思います。内部の報告であればこれでいいのですが、情報として公開される場合には、言葉はよくありませんが、裁判の判決を読んでいるような、非常にメリハリのない文章が非常に多過ぎると思うのですよね。

例えばこの中で見ますと、何を言っているのかさっぱりわからないというのも2つ3つありました。それで、私はこれは中学2年生を対象にして読ませるのだというふうな文章に変えられた方がいいたらと思います。英語で書かれた、アメリカのエバリュエーションを見てみますと、一番重要なことは、2行にわたってはならないということです。私は、例えばこの6段階の話でも、これは目標が達成されました、政策としての役割を終えましたとか、あるいは4番目の「目標達成に向けて成果は現在は上がっていないものの、当該政策は必要である」これは日本語として非常にまずい。私なら「目標達成に向けて、成果を上げるまでになお時間がかかります。しかし、当該政策は必要であり、これまでの取組を今後も進めていくつもりにしています」というふうに書きます。漢文調というか、判決文から離れてお書きいただけますと、読む方はなかなか力が入っているなというので私は読むように思います。正直言いますと、今読んでみますと、何か非常に無味乾燥で、読むのに非常に努力が要するというのが事実でございます。

それから、6段階の評価でございますが、私は7つ目を作りまして、「政策評価に馴染まない政策」というのが、少数であれば、あってもいいのではないかと思います。さっき選挙の話がありましたが、選挙で効果が上がっているというのは、おかしいと思います。投票率が下がっているのに、効果が上がっているというのはどうかと思います。選挙というのは政策評価には馴染みませんので、1つ項目を作られた方が良くと思います。地方分権もやはり難しいのかも知れませんが、そういうふうな政策評価に馴染まないという端的な結論もあっていいのではないかなと思いました。

それから最後に、先ほど一力先生からもご指摘がありましたが、全般的な私の印象は、どうも悲観的な見方が非常に多いと思うのです。もうちょっと楽観的に物事を見たような文章が続きますと、読む方も楽なのですから、ぜひ次年度に向けてそのあたりをお考えいただければなと、これは私の個人的な意見でございます。

他に、どなたかどうぞ。

國井委員 先ほど城山先生からお話があったと思いますが、幾つかご説明を聞いていて、諸外国との比較がやはり少ないかと思えます。別に比較しなくてもいいものもあるかと思えますが、先ほど例えばDSLの話がありましたけど、2桁伸びているということですね。でも、韓国と比べたら普及率がまだまだ低いという話もありますので、やはり海外との比較ももう少し入れていただきたいと思えます。例えば男女共同参画などは、日本はヨーロッパとか他の先進国と比べて極めて低いのです。そういう点、もうちょっと国際的に明らかになってくると思うので、もう少し入れていただきたいと思えます。

大住委員 若干補足ということで、申し訳ないのですけれども。これはたぶん城山先生のおっしゃったことに関連すると思うのですが、個々の政策の評価自体、分析自体といいますが、どう進めていくのかということをもう少し考えないといけない部分もあるのかなと思っています。先ほど言われたように、個々の分野で、例えば日本にとって、あるいは総務省にとっては強みなのか弱みなのかということ、一つ一つの分野で見えていくことができるはずなのです。ところが、強みか弱みかということ判断する根拠は、おそらく比較だと思うのです。比較の最たるものが国際比較なのです。日本はこの部分は劣っている、弱みである。この部分は優れている、強みである。強みか弱みかというのは、比較の中でしか出てこないものですので、少なくとも比較をする情報、ファクト、データがもう少しあった方がいいだろうと思えます。

それと、政策との因果関係を見ていくということが非常に重要です。先ほど一力先生のおっしゃったことにも関係するのですけれども、予算措置を伴う政策が必要なのか、あるいは規制緩和なのか。これは全然違うのです。そういう個々の因果関係の分析もひょっとすると非常に大事な部分があるかも知れない。その2つが揃って初めてひょっとすると最初私が申し上げたような局レベルあるいは総務省レベルでの重点化にこれが素材として使えるのだと思うのです。その段階になりますと、例えば一つ一つの領域が強みである、弱みである、まだら模様になってくるわけですが、ところが、これで話は終わりません。弱みを克服するのか、あるいは強みを伸ばすのか、これはどちらとも言えるわけです。どちらとも説明はできるのです。強み・弱みというのは、少なくともこれは内部の分析です。総務省や、あるいは日本の内部分析なのです。

そうではなくて、何が求められているのか、国民が何を求めているのか、あるいは世界が何

を求めているのかというニーズ分析だけではないですけれども、ニーズ分析を含めた外部環境分析というようなものを入れていく。これがSWOT分析ですけれども、SWOT分析で、外部環境分析に基づいて強みを伸ばすのか、あるいは強みはもうこれでいいと、現状維持でいいんだと、あるいは弱みを補強するのか、あるいは弱みをもう放置しておくのかという振り分けができるのですね。だから、ひょっとすると、城山先生がおっしゃったことかも知れませんが、少し結果を急ぎ過ぎたのかなという気もしています。ですから、おそらくこれから来年度に向けてということになるのかもしれませんが、少なくとも個々の政策で強み・弱みをきちんと見ていく。ファクトに基づいて、データに基づいて、できれば国際比較に基づいて整理する。そうしますと、個々の領域で少なくとも課題は何なのかということが何となく見えてきます。

それともう一つは、きちんとした分析をした方がいいだろうと思います。今回は、予算編成に向けてということで、作業をダイレクトにつなごうということ急ぎ過ぎたために、若干分析が甘くなったという印象を受けていますので、その2つはきちんとやっていく必要があるだろうと思います。それができれば、おそらく戦略計画のようなものが局レベルで議論できると思います。例えば局議の席で、これをもとに強み・弱みを見せ合って、本当に伸ばすべきものは何なのかということ、局単位できっちりと議論していただくことができるだろうと思います。

中邨座長 他に何か。

城山委員 今の点にも若干絡むかもしれないのですが、「学識経験を有する者の知見の活用」という項がある程度いろいろな形で使われていると思います。それは去年に比べると良いなと思います。去年は、すべて政策評価会が直接出てくる話になっておりました。そうではなくて、いろいろなところの意見を聴いているということですね。ただ、それらの聴き方は、どうも見ているといろいろな形があって、例えば最後の方の消防は、消防で独自の政策評価会というのがあって、これを見て、こういうのがもう少し足りないとか、もうちょっとこういうデータを取れとかそういうことを書かれています。あるいは独立ではないのですけれども、統計のところも審議会で見るとコメントを加えています。ああいうのはすごく良いのだと思うんですね。つまり、この評価というものを他の人が見たときにどういうことを考えるか、しかも、多少クリティカルなことがあった方がいいと思うのですね。ただ、それを採る採らないは、当然それは省庁としての判断で、すべて採る必要があるというわけでは当然ないのだと思います。

それに対して通信のところは、まだちょっとパラパラしか見てないのですが、お墨付き型の引用が多いのですよね。つまり、我々がこういう分析をしたり、あるいはこういう目標、課題設定をしたのは、これこれこういう委員会で言っているからだと、何か注を引くような形の話になっていて、この書いた分析なり評価書みたいなものを見てもらっているコメントをいただいたという形になっていないのですよね。あまり注を引いても、あまり意味がないというか、つまり、多少ばらつきのある示唆があった方が、これはある意味ではプラットフォームとしては使えるのだと思います。そういう意味で言うと、先ほど一力委員が言われたようなコメントが、例えば情報通信なら、専門家に情報通信のところを最初に見てもらって、何かがあって、そういうのがちょっと書いてあるとかですね。もちろんそれはいろいろな難しさがあるので、すぐにどうのこうのということではないかも知れませんが、そういうものが全体としてまとまって出てくると、何かすごく情報としても意味があるものになってくるのだと思います。

それからもう一つ言い方を変えると、最初に大住委員が指摘された、これがどう使われるようになるかというのは、たぶんいろいろな意味で大事なのだと思いますけれども、そのときに、たぶんこれが一つの議論のプラットフォームになるというのはすごく意味があるのだと思います。これがある種の分析を良くも悪くもして、それに対してある審議会は、いやこれはおかしいと言って、こういう視点が足りないと言ったり、他の人はまた他のことを言ったり、何かそういうのが少し透明性がある形で見えるようになっていっていると、これは一つのおもしろいプラットフォームになるのかなと思います。

そうすると白書と同じではないかというご意見もあるかと思うのですが、逆に言うと、日本は純然たる意味での「ホワイトペーパー」と言うと、違う意味になって、通常の白書は年度ごとに自分の重点は自分で設定して書いてしまいます。そうではなくて、ある定点観察というか、それぞれの分野で何をやっているかと、それぞれの分野に関してどういう議論があるかということはある程度見渡せるようなプラットフォームは逆になかったと思うので、こういうものがそういうものになって、いろいろな外部の委員会なり専門家なりが意見を言って、それがそれこそウェブサイトか何かに最後出す段階になったら、言葉もわかりやすくないと、中邨先生が言うように難しいですけれども、他の委員会の議論に何か少し飛んでそこも見られるとか、そういうふうになってくると、一つのやっていることを一覧性のある形で見せるという意味でのプラットフォームとして使えるようになってくるのかなという気もいたします。

中邨座長 何か他にございますか。

そろそろ時間になってまいりました。今日は、いろいろご意見を頂戴いたしましたが、私個人的な意見かも知れませんが、全般的には大変立派な評価であろうと思います。しかし、今日、国際比較の採り入れとか、あるいは市場メカニズムの視点がどうも欠けているのではないかと、あるいは数字の取り方にももう少し工夫が必要ではないかと等々のご意見がございました。その点につきましては、またいろいろと総務省でお考えいただければと思います。

先ほど城山先生が、「学識経験を有する者の知見の活用」という欄がございますけれども、これにつきましては、この評価会で意見を一本化するということではなくて、それぞれのご意見をそのまま載せていただくというふうなことにしたいと思いますので、ひとつその点ご了解をいただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、企画官。

松林政策評価広報課企画官 本日は、いろいろと大変貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。

私どもも努力してまいりましたけれども、ご意見を踏まえまして、またこれからも努力させていただきたいと思います。直ちに今年度に反映できないものもございますけれども、その分については、来年またよく頑張ったと言われるような形で努力をしたいと思います。よろしくお願いたします。

次回の評価会は6月24日を予定しております。また、夜で恐縮でございますけれども、18時から20時ということで設定をさせていただいております。本日いただきましたご意見等々、対応できるものについて努力させていただきたいと思います。次回の評価会では、その部分についてご意見をいただければと思っております。

それから、本日いただいた意見、質問等につきまして、いろいろこれから作業をさせていただく間に、事務局から委員に対して個別にご連絡を取らせていただくこともあるかと思っておりますけれども、その時はどうぞよろしくお願いたします。昨年度と同様に、議事録・議事要旨につきましては、まとめ次第、各位にご確認いただいた上で公表したいと考えております。こちらについてもご協力のほどをよろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

中邨座長 それでは、どうも長い間ありがとうございました。今日はこれで評価会を終わりたいと思います。

以上